

## 射水市民病院納入通知書兼領収証広告掲載取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、民間企業等との協働により病院の新たな財源を確保し、患者サービスの向上及び病院の経営健全化を図るため、納入通知書兼領収証に民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 広告媒体の種類

射水市民病院が患者へ発行する納入通知書兼領収証の裏面

### 3 広告掲載の基準

射水市有料広告掲載要綱(平成19年射水市告示第37号。以下「要綱」という。)及び射水市有料広告掲載基準に準ずるものとする。

### 4 広告の規格等

- (1) 規 格 縦7cm×横10cm
- (2) 掲載位置 納入通知書兼領収証の裏面
- (3) 印刷方法 単色刷り(青色)

### 5 広告枠数

4枠

### 6 広告の印刷枚数及び掲載料

発行枚数 約10万枚(1年分) 1枠あたり88,000円(税込)

### 7 広告掲載の優先順位

広告掲載希望者数が広告枠数を超える場合は、要綱第9条の規定により広告掲載の可否を決定する。ただし、同条に定める方法により難しいときは、抽選により決定するものとする。

### 附 則

この基準は、令和6年1月4日から施行する。